

記載要領等	租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書
-------	---

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。